平成３０年（フ）第２１０号
京都府宇治市神明宮北９番地の34
債務者　柘　　小幸
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２３２号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地27―405
債務者　廣庭　靖史
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２８２号
京都市山科区安朱中溝町53番地
債務者　平井　隆夫
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３６号
大阪府羽曳野市野205番地の272
債務者　橋本　博之
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１７２号
愛媛県西条市国安199―３　田中一方、申立時の住所大阪府藤井寺市惣社２丁目５番３号
債務者　針渕　恵子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８４号
堺市南区岩室203番地９
債務者　矢田貝一美（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３９号
大阪府羽曳野市野々上５丁目419番地の２
債務者　尾崎ゆかり
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
高知市竹島町148番地33　土州ハウス１号
債務者　奥村　浩二
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５３号
高知市朝倉西町１丁目５番31号　ミノコシコーポ201
債務者　川村　博徳
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６４号
高知県南国市小籠941番地25　フォーレス弘石　A103号
債務者　島巻　　綾
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７５号
高知市福井町443番地９　山崎荘１Ｆ中
債務者　伊藤　眞之
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８０号
高知市介良570番地　県営住宅介良団地３号棟105号室
債務者　西森　輝久
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２４号
北海道岩見沢市６条西４丁目２番地32
債務者　牛崎　祐子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１９号
北海道室蘭市宮の森町４丁目20番12号、前住所北海道室蘭市八丁平１丁目13番35号
債務者　本間　滝彦
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
北海道室蘭市みゆき町３丁目４番６号、前住所北海道苫小牧市木場町２丁目７番11号酒井アパート１階
債務者　今岡みゆき
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５２９号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目11番29―304号
債務者　岩谷　周治
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８０号
大阪市淀川区加島１丁目57番１―110号
債務者　出村　一郎
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６０６号
大阪府八尾市堤町２丁目16番地の２
債務者　森岡　悦男
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部